

## 第4節 自然環境と生物多様性の保全 ＜自然と人が共生する 豊かな自然環境と生物多様性の保全＞

### 1 優れた自然環境の保全と適正な利用の推進

#### <現状と課題>

県では、昭和33年10月に県内の優れた自然の風景地の保護と利用の増進を目的に「愛媛県県立自然公園条例」(昭和33年10月17日条例第50号)を制定し、これに基づき、「肱川」、「金砂湖」、「奥道後玉川」、「四国カルスト」、「篠山」、「佐田岬半島、宇和海」及び「皿ヶ嶺」の7つの県立自然公園を指定しています。

このほかにも、自然公園法(昭和32年6月1日法律第161号)に基づき、環境大臣が指定している「瀬戸内海」及び「足摺宇和海」の2つの国立公園と「石鎚国定公園」があります。

これらの自然公園の面積は、41,121ha(平成22年1月末現在)と、県土の約7.2%を占めています。

また、昭和48年10月には、人の手がほとんど入っていない、優れた自然環境を維持している地域を保全するため、「愛媛県自然環境保全条例」(昭和48年10月12日条例第32号)を制定し、これに基づき、赤石山系及び小屋山の2つの自然環境保全地域を指定しており、環境大臣が指定している笹ヶ峰自然環境保全地域とともに保全に努めています。

これらの地域は、原生的な自然環境が残され、豊かな生態系を育む重要な地域となっており、本県における生物多様性保全の観点からも適切に管理し、保全に努めていかなければなりません。

このため、自然公園や自然環境保全地域では、自然環境に影響を及ぼす一定の開発行為を規制し、指定地域の適正な管理に努めてきたところですが、社会的経済的環境や温暖化などの地球環境の変化により、保全すべき地域の変動も予想されることから、市町や関係団体等と連携し、県内の自然環境に関する情報収集等に努め、引き続き適正な管理に努めなければなりません。

また、優れた自然との触れ合いは、私たちの心を豊かにし、「人と自然が共生する社会」づくりの基礎となることから、引き続き、自然公園などにおいて、適切な利用を促進するための施設整備に努めるとともに、自然観察会やエコツアーなどを積極的に推進し、自然との豊かな触れ合いや環境教育の場として利用を促進していくことが必要です。

<施策の方向>

(1) 優れた自然環境の保全

自然環境保全地域などの優れた自然環境の保護管理を図るため、法令に基づき県民や事業者等が行う各種行為の規制に努めるとともに、県民一人ひとりが、自然の大切さを理解し、責任ある行動を行うよう自然環境保全に係る県民意識の向上を図ります。

主な取組	内 容
自然環境保全地域等の優れた自然の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域固有の貴重な野生動植物が生息・生育するなど、特に自然環境の保全を図る必要がある地域内においては、各種開発行為の規制等による適正な管理に努めます。</li> <li>・ 地域で活動する団体等が実施する保全活動等を支援し、地域の自然環境が健全な状態で維持されるよう努めます。</li> <li>・ サンゴ食巻貝等によるサンゴの食害など、貴重な自然環境が失われるおそれのある地域においては、関係機関が連携し、適切な対策に努めます。</li> </ul>
自然保護意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民一人ひとりが、地域の自然環境を正しく理解し、行動できるよう、県のホームページなどを通じ自然環境の保全及び再生等に関する情報を発信します。</li> <li>・ 自然環境保全に係る情報の蓄積や多様な主体との連携等による自然環境教育や体験学習の機会を提供します。</li> </ul>
監視・指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然保護指導員による監視・指導を実施します。</li> <li>・ 自然保護指導員を中心に、地域で活動する団体や個人によるネットワークを形成し、活動の連携や情報の共有化を図り、効果的かつ効率的な監視・指導を行います。</li> </ul>

環境指標

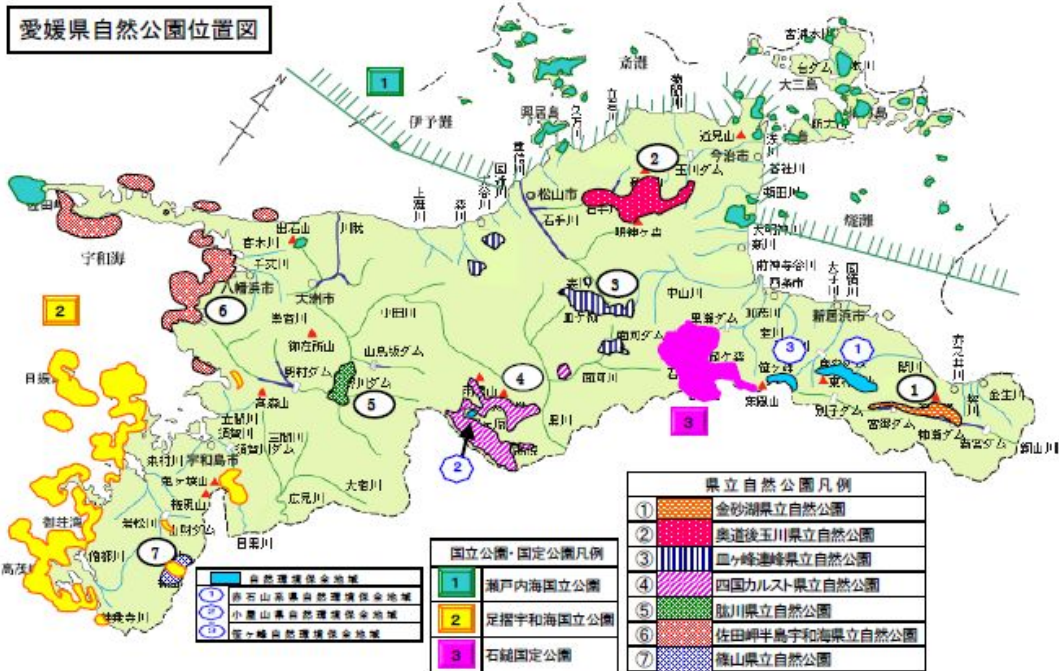
項 目	現 状	目 標	備 考
自然環境保全地域の指定地域、面積	2 地域 1,914ha (H21)	2 地域の維持・拡大	環境大臣指定地域(33ha)を除く。
自然保護指導員数	90 名 (H21)	自然保護指導員の維持・増員	



瀬戸内海国立公園



石鎚山国立公園



【資料】愛媛県自然保護課

## (2) 自然公園、森林公園などの保全と利用

本県を代表する優れた自然の風景地として指定している自然公園や自然との豊かな触れ合いの場として整備している森林公園等について、生物多様性などの観点から保護すべき地域と利用の促進を図るべき地域等に区分し、その特性に応じた適正な管理を行うとともに、適正な利用を促進するための施設整備を進めます。

主な取組	内 容
自然公園の適正な管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然公園区域内における開発や大規模公共工事等の自然景観に影響を与える行為について、法令に基づく管理を徹底します。</li> <li>生物多様性保全の観点から、開発や大規模公共工事等については、野生動植物の保護等に対する適切な配慮を求めます。</li> </ul>

自然公園等の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>優れた自然との触れ合いを促進するため、自然公園の利用拠点となる園地・駐車場等を整備します。</li> <li>安全で快適な自然公園等の利用を確保するための遊歩道・案内板・防護柵等を計画的に整備します。</li> </ul>
適正な利用の指導及び自然環境情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然保護指導員による自然公園の適正な利用指導を強化します。</li> <li>地域で活動する団体等と連携して、自然環境に関する情報の収集、共有化を図ります。</li> </ul>

### 環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
県立自然公園面積	7公園 19,184ha (H21)	7公園の維持・拡大	
自然公園利用者数	4,790千人 (H20)	自然公園利用者の維持・拡大	
森林公園利用者数	91,217人 (H20)	100,000人 (H26)	



【資料】愛媛県自然保護課

### (3) 自然との豊かな触れ合いの推進

自然公園等における県民の自然との適切な触れ合いを促進するための施設整備を進めるとともに、自然観察会などの自然との豊かな触れ合いの機会を提供するほか、自然環境の保全に配慮したツーリズムを推進します。

主な取組	内 容
長距離自然歩道(四国のみち)の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民が安全かつ快適に自らの足で豊かな自然と親しむことができるよう「四国のみち」の適切な管理に努めるとともに、利用施設の整備を計画的に進めます。</li> <li>・ 「四国のみち」の利用促進を図るため、ホームページ等を利用した情報の発信に努めます。</li> </ul>
豊かな自然を生かした学びや体験の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優れた天然林を有する森林など豊かな自然環境やそこで生息・生育する野生動植物等に関する理解を深め、自然保護意識の高揚を図るため、自然観察や環境学習の機会の拡充を図ります。</li> </ul>
自然環境の保全に責任を持った利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優れた自然景観や歴史的・文化的資源等の保全のための仕組みがあり、地域への理解と自然保護意識の向上を図るための適切な解説を行う「エコツアー」の県内への普及・定着に努めます。</li> <li>・ 県内で実施されているグリーン・ツーリズムなどにエコツーリズムの理念が導入されるよう努めます。</li> <li>・ 自然観察指導員など、適切な自然利用に関する指導者の育成・活用に努めます。</li> </ul>

#### 環境指標

項 目	現 状	目 標	備 考
自然観察会参加人数	133 人 (H21)	320 人 (H26)	県主催の自然観察会の参加者数
四国のみち利用者数	944 千人 (H20)	利用者数の維持・拡大	
森づくりフィールド登録面積	1,530.16ha (H21)	2,000ha (H26)	
エコツアー運営団体(事業所)数	団体 (H21)	活動実態の把握に努め連携を図る。	

自然観察会については、環境活動団体等の実施状況の把握に努めるとともに、これらの団体等と連携して開催情報の収集・提供に努めます。

## 四国のみち



## 自然観察会の様子



## エコツアーの様子



【資料】愛媛県自然保護課

## 2 生物多様性の確保

### <現状と課題>

県内の自然生態系を保全し、生物の多様性を確保していくための基礎資料とするため、平成 15 年 3 月に県内の絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、その希少性の評価や生息・生育状況を取りまとめた「愛媛県レッドデータブック」を作成しています。

また、平成 17 年には「愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針」(平成 17 年 3 月策定)を策定するとともに、平成 20 年 3 月に「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」(平成 20 年 3 月 28 日条例第 15 号)を制定し、同年 9 月には、同条例で規定する各施策の方向性を明確にするための「愛媛県野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針」を定めています。

さらに、条例に基づき、捕獲等を禁止する「特定希少野生動植物」13 種と開発等の行為を規制する「特定希少野生動植物保護区」6 地区を指定しました。

自然界では、個々の野生動植物が単独で生存するのではなく、多くの種が生態系という 1 つの系の中で深くかかわり合い、つながり合って、複雑な関係を保ちながら生きていますが、近年、過度の捕獲・採取や埋立て・護岸等の開発行為など、人間活動が直接与える影響をはじめ、過疎化や第一次産業の衰退等に伴う自然環境の劣化、外来生物の影響等によって、多くの野生動植物の種が絶滅の危機に瀕しています。

生物多様性には、遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性の 3 つのレベルの多様性があり、同じ種類の生き物の中にもそれぞれ違った個性があり、生き物が生息する地域にも森林や湿原、河川、海岸など様々なタイプの自然があります。

これらの多様さは、人類の生存や存続の基盤となり、また、地域固有の財産として、多様な文化の根源ともなっているものであり、この多様性を維持していかなければなりません。

私たちが将来にわたって自然の豊かな恵みを楽しみ、健康で文化的な生活を確保するためには、県民が一体となって野生動植物の多様性が保たれた健全で豊かな自然環境を適切に保全していくことが必要です。

<施策の方向>

(1) 希少野生動植物等の保護対策の推進

多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、人と自然とが共生できるよう、総合的かつ計画的に野生動植物の種の保存、生態系の多様性の確保その他の生物多様性の保全を図ります。

主な取組	内 容
野生動植物の生息・生育調査の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動植物の保護管理を適切に推進するため、個体の生息・生育の状況、生息・生育地の状況等の調査を継続的に実施し、県内の野生動植物の実態把握に努め、県版レッドデータブックの定期的な見直し及び生物多様性配慮指針の策定を行います。</li> </ul>
生息・生育環境の保全・回復	<ul style="list-style-type: none"> <li>生息・生育調査の結果を踏まえ、愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例に基づき、「特定希少野生動植物」や「特定希少野生動植物保護区」の指定を行い、捕獲・採取や開発行為等を規制します。</li> <li>保護管理事業計画を定め、環境整備や個体の増殖等に努めます。</li> </ul>
監視・指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動植物保護推進員の委嘱等により、野生動植物の多様性に関する啓発や生育地の所有者等に対する必要な助言及び指導を行います。</li> </ul>
野生動植物保護意識の普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動植物の多様性の保全について、県民等の理解が深まるよう、市町や関係団体と連携し、教育や学習機会の提供、啓発等を行います。</li> </ul>
保護推進体制の整備と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>希少野生動植物の生息地等の監視及び指導等の保護活動を県民等の協力を得て行います。</li> <li>県民、事業者、民間団体等が行う保護活動に対して、専門的な立場から必要な助言や支援等を行う推進体制の整備に努めます。</li> <li>生物多様性基本法（平成 20 年 6 月 6 日法律第 58 号）に基づく生物多様性地域戦略を策定し、野生動植物の多様性の保全を計画的に推進します。</li> </ul>



## 環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
特定希少野生動植物 指定数	13 種 (H21)	指定種の保護管理 に努める。	
特定希少野生動植物 保護区の指定数	6 地区 (H21)	6 地区の維持・拡大	
野生動植物保護推進員数	28 人 (H21)	推進員の維持・増員	
野生動植物保護活動団体 数	- 団体 (H21)	活動実態の把握に 努め、連携を図る。	

### 特定希少野生動植物一覧

カスミサンショウウオ



(撮影者: 田辺真吾氏)

コガタノゲンゴロウ



(撮影者: 酒井雅博氏)

トキワバイカツツジ



(撮影者: 橋越清一氏)

フクジュソウ



(撮影者: 永井保雄氏)

ウンラン



(撮影者: 松井宏光氏)

ダルマガエル



(撮影者: 宇和孝氏)

ハマビシ



(撮影者: 小沢潤氏)

サギソウ



(撮影者: 松井宏光氏)

シコクカッコソウ



(撮影者: 永井保雄氏)

ハッチョウトンボ



(撮影者: 酒井雅博氏)

ミズスギナ



(撮影者: 永井保雄氏)

クマガイソウ



(撮影者: 永井保雄氏)

チョウジガマズミ



(撮影者: 橋越清一氏)

特定希少野生動植物については、捕獲、採取、殺傷、損傷の禁止のほか、違法に捕獲等した個体の譲渡等が禁止され、違反者には罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が科される場合があります。

【資料】愛媛県自然保護課

## (2) 野生鳥獣の適正管理や外来生物対策の推進

人と野生鳥獣との共存や地域固有の生態系の維持及び農林水産業への被害の軽減を図るため、野生鳥獣の適正管理及び外来生物対策を進めます。

主な取組	内 容
野生鳥獣の適正管理の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 野生鳥獣の生息状況等の調査を実施し、生息地や渡来地など重要な区域を鳥獣保護区等に指定して、生息環境を保全します。</li><li>・ イノシシやニホンジカについては、生息数が増加し、農林業への被害等が顕著となっているため、特定鳥獣適正管理計画に基づき、被害の防止と個体数の調整に努めます。</li><li>・ 有害鳥獣による農林被害を防止するため、市町が行う捕獲事業を支援します。</li><li>・ 有害鳥獣捕獲の担い手として、狩猟者の育成に努めます。</li></ul>
外来生物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域外からの移入種による生態系への影響について、外来生物の生息・生育調査を行い、地域の生態系に著しい影響を及ぼすおそれのあるものを侵略的外来生物として公表します。</li><li>・ 外来生物の進入や野生化を防止するため、外来生物の防除マニュアルを作成するとともに、市町等関係機関と連携し、外来生物による野生動植物の生息又は生育への影響等について普及啓発を行います。</li><li>・ 既に本県に定着し、野生動植物の生息又は生育に影響を及ぼしている又は及ぼすおそれがある侵略的外来生物については、その生態的特性と予想される被害の状況を勘案した上で、駆除等による完全排除又は個体数の低減、影響の封じ込め、導入経路の遮断等に努めます。</li></ul>

環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
鳥獣保護区面積	67,238.8ha (H21)	現状維持に努める。	
特定鳥獣適正管理計画作成数	2 計画 (H21)	2 計画の維持・拡大	
侵略的外来生物の公表数	88 種 (H21)	状況把握に努める。	

表6 イノシシ等の捕獲数の推移

(単位:頭羽)

年 度	種 別	獣 類				鳥 類		
		イノシシ	ノウサギ	ニホンザル	ニホンジカ	カラス	ドバト (カラバト)	ヒヨドリ
平成16年度	有害鳥獣捕獲	3,351	155	210	308	7,278	352	1,854
	狩 猟	5,254	311		544	759		52,668
	合 計	8,605	466	210	852	8,037	352	54,522
平成17年度	有害鳥獣捕獲	2,862	100	80	503	4,910	310	252
	狩 猟	4,395	338		458	600		11,161
	合 計	7,257	438	80	961	5,510	310	11,413
平成18年度	有害鳥獣捕獲	3,948	93	143	681	3,804	444	1,639
	狩 猟	4,400	253		564	650		32,236
	合 計	8,348	346	143	1,245	4,454	444	33,875
平成19年度	有害鳥獣捕獲	3,426	90	100	794	4,136	345	458
	狩 猟	4,959	192		509	669		19,749
	合 計	8,385	282	100	1,303	4,805	345	20,207
平成20年度	有害鳥獣捕獲	4,851	22	171	921	3,711	374	377
	狩 猟	6,069	204		779	480		32,098
	合 計	10,920	226	171	1,700	4,191	374	32,475

ニホンザル及びドバトについては 非狩猟鳥獣

【資料】愛媛県自然保護課

### 3 農山漁村における里地・里山、里海の保全と再生

#### <現状と課題>

本県の大部分を占める中山間地域は、農産物や木材・林産品の生産の場であるとともに、水源かん養や水質浄化、災害の防止、野生動植物の生育・生息の場、環境学習の場などの多面的な機能を有し、また、やすらぎのある良好な景観を形成しています。

本県の自然豊かな沿岸海域は、良好な漁場、養殖漁業の場であるとともに、水質浄化や多様な生物の生育・生息の場、自然との触れ合いの場などの多面的な機能を有しています。

- 農山漁村では、人口の減少、高齢化の進行などにより、地域コミュニティ機能の低下や農林水産業の担い手の不足などが生じており、農林水産業の労働力のぜい弱化、耕作放棄地や放置森林、放置竹林の増加、開発等による農地や藻場・干潟の減少などの問題が顕在化しています。
- 里地・里山、里海の果たす多面的機能や自然に恵まれた美しい自然景観を保全、再生するため、環境に配慮した農山漁村の整備とともに、都市との交流の促進などによる活力ある農山漁村づくりが重要となっています。

#### <施策の方向>

##### (1) 農山漁村における里地・里山、里海の保全と再生

農山漁村の持つ水源かん養や水質浄化、生物多様性の保全などの多面的機能を維持、保全するとともに、農林水産業の振興を図るため、農山漁村の活性化、農地、森林等の適切な管理と自然環境に配慮した整備を行うなど、将来にわたって多面的機能を発揮できる里地・里山、里海の保全と再生に努めます。

主な取組	内 容
農業、農村の活性化による多面的機能の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地転用を適正に運用することで優良農地の確保に努めます。また、耕作放棄地の再利用にも取り組みます。</li> <li>・ 農業の担い手の確保や農地の利用の集積を図り、農業経営基盤の強化によって、耕作放棄地の発生防止に努めます。</li> <li>・ 農地や農業用排水路、ため池等の農業生産基盤について、水源かん養や親水機能、生物多様性の保全などに配慮した整備を推進し、人と自</li> </ul>

	<p>然が触れ合える場としての活用などを図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 棚田など地域特有の良好な景観の保全を図るとともに、市民農園としての活用など、都市住民やボランティアが一体となった保全・活用を促進します。</li> <li>・ グリーン・ツーリズム等の実施による都市住民との交流の促進などに努めます。</li> </ul>
<p>森林、山村の活性化による多面的機能の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業就労環境の改善や省力化に向けた高性能設備などの導入を促進し、林業従事者の確保に努めます。</li> <li>・ 保安林の指定や環境に配慮した適切な治山、造林事業による森林整備を促進し、森林の多面的機能の維持増進に努めます。</li> <li>・ 森林環境税の活用による計画的な森林整備を推進するとともに、県民が森林と親しみ、森林保全活動に参加する意識の高揚に努めます。</li> <li>・ 都市住民やボランティアなどによる植林や間伐等の森林整備を推進します。</li> </ul>
<p>漁業、漁村の活性化による多面的機能の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質浄化や生物多様性の保全などの機能を持つ、干潟、藻場の保全や再生に努めます。</li> <li>・ 国等と連携して干潟や藻場の新たな再生技術の研究開発を促進します。</li> <li>・ 水産資源の適正な管理による生態系の維持に努め、魚類の豊かな漁場の保全に努めます。</li> <li>・ 経営基盤の強化を図り、漁業従事者の確保に努めます。</li> <li>・ 森、川、海を一体的にとらえ、森林の保全が将来の漁場環境の保全につながるとの認識の下、漁民の森づくりなどの活動の推進に努めます。</li> </ul>



宇和島市岩松川流域



愛南町僧都川流域

【えひめ漁民の森づくり実践事業】

漁業者が主体となって豊かな海を育む「漁民の森」づくり活動を実施し、県民参加型の活動として定着促進を図っています。

実績額 2,188千円(平成20年度)

実施面積 1ha(平成20年度)

【資料】愛媛県森林整備課・漁政課

## 環境指標

項目	現 状	目 標	備 考
耕作放棄地面積	10,443ha (H21)	2,320ha の再生利用 に取り組む。(H25)	
グリーン・ツーリズム登録 メニュー数	603 件 (H21)	前年度より増加	「愛媛県グリーン・ツーリズム推進 協議会」開設以来ページ 情報データベース件数
民有保安林の指定面積	106,630ha (H20)	109,702ha (H30)	
干潟面積 (1ha 以上)	781ha (H18)	現状維持に努める。	
藻場造成面積	359.61ha (H21)	366.41ha (H26)	

## 耕作放棄地解消の事例



(西条市千町の棚田保全活動)



(新居浜市の自然農園)

【資料】愛媛県担い手対策推進室